

ちくし台地区から まず着手

大字(あさ)ともお別れ、新しい町名1本に

市の「町名・地番整備」事業

市の「町名・地番の整備」事業は実施対象地区を、まず諸条件の比較的に揃った若葉台・ちくし台・紅葉ヶ丘の3地区に絞って、昨年末から地元と協議をつづけた結果、ちくし台地区から着手することに決まり、近く基本調査を開始します。

ちくし台は現在450世帯、行政区の規模としては『適正』であり、また市街地形成の状況、地元の態勢などが整っている点から選ばれました。

市の作業手順は、まず実査により同地区全域の新しい都市計画地図を

ちくし台の地区名は、10年前、同地開発当初、『春日台』と付けられていたのを、すでに同名の地区があったため、住民から公募して誕生したという『歴史的』な地名がおすすめです。それだけに、今度、市の町名・地番の整備事業でトップを切る

自治会発足10周年に

またとない贈りもの

作製して、従来の地番図と照合したのも、新しい町名・地番を確定して市議会に諮り整備する方針です。

地元では、「住みよい地域づくり」のため昨年10月、推進委員会をつくって新しい町名・地番設定の受け入れ態勢を整え、観光道路に面した街区から奥へ順に1〜4丁目、春日野水池の両西街区を5丁目とした

案を同意しています。また、隣組など現在の自治組織はそのままにして新町名に移行したい意向のようです。

ことになった喜びが重なり、自治会発足10周年記念の、またとないプレゼントだと地元は大歓迎です。

飯田 弘・区長も「これで大字(おおあさ)や穂ヶ丘などの地番ともいよいよお別れですね。しかも自分たちの付けた新しい町名が生かされる一本になる」と考えただけでも、うれしいことです。住民の利便や生活面のプラスは、すぐには計算できませんよ。」と大喜び。これからの市の作業に積極的に関与しますと願っています。

市役所 電話(501)1131
発行・編集 春日市役所市長公室

主な内容

- 若人祝賀の恒例2成年行事「むこ押し」と市の成人式 (2面)
- 春日風土記 (3面)
- 市・県民税の申告 確定申告も受け付け (4面)
- 下水道の供用開始区域が 桜ヶ丘から日の出町へ (5面)
- 水道料金徴収月替わる (6面)



2.15 No.199

市役所 電話(501)1131
発行・編集 春日市役所市長公室

恒例『むこ押し』と成人式と「若人を祝福する三つの成年行事」



写真 神社での“たるせり”は、やはり婿押し祭のハイライト



女子達は、あてやかな噴れ量の満開

昭和34年4月2日から昭和35年4月1日まで生まれた春日市内の成人は918人。これらの成人を祝う昭和35年の春日市成人式は、1月15日市民スポーツセンター体育館で、約700人の成人と多数の来賓が参加して行なわれました。

司会者の関会あいつに続き、井「おめでとー」と市の成人式

上市教育長は主催者あいさつ、亀谷市長、春日市議会議長および日本水産協会は来賓祝辞でそれぞれ成人を励まし、成人者代表の武末伸二君(須玖)武末由美子さん(桜ヶ丘)がお礼のお言葉を述べました。

なお、成人には記念の大型アルバムが贈られ、春日中学校バンドの記念演奏もありました。

年金 金 問 答

年金保険料納める 余裕がない場合

問い 自営業を営む33歳の者です。収入はわずかで、妻子4人の生活は苦しく、保険料を払う余裕がありませんが、私も妻も加入しないと年金が出ないときいています。何か方法はありませんか。

請を出し、認められれば保険料の納付が免除されます。これを「申請免除」といいます。このほか、生活保護を受けている人・国民年金の障害年金・母子年金などを受けている人、これを「法定免除」といっています。免除を受けた期間については、年金額を計算する場合には、保険料を納めた場合の3分の1の割合の計算となり、年

申請して認められたら 納付を免除、追納できる

お答え あなたは本来、当然加入の対象者ですが、そのままですと、あなたも妻さんも将来、年金が出ないこととなります。ですから、すぐ加入の手続きをとってください。

被保険者は、保険料を納める義務があります。しかし、経済的な理由で保険料を納めることができないうといったような場合には、申

金額が少なくなります。もし、将来、生活に余裕ができた場合には、免除を受けた期間について、その当時の保険料額を「追納」することが認められています。追納した場合は、免除を受けなかったものとして、年金が計算されます。ただし追納できるのは、追納する時点から10年以内に限られています。(市民課)

子ども会が商品回収金を寄付

須玖北子ども育成会(会員420人)は、1万1800円を「助け合い運動に使ってください」と市社会

福祉協議会に寄付しました。

同会の運営事業費に当たるため毎月1回行っている商品回収活動の昨年末の収益を差し出したものです。

ふえた宿行事の見学者

春日神社の「むし押し」祭

春日神社恒例の新春の祭事・「むし押し」祭は、ことしも1月14日夜、多数の参拝者が見守るなかで執り行われ、呼びものたる(樽)せりが境内の神橋で、勇ましく繰りひろげられました。

同夜、祝福された氏子の新婚新婦

は2組で、例年より少なかつたが、境内の公民館で行われた花婿の部署長老、主催者三期組合代表へのあいさつ、新婦ののし(贈斗)出しなど宿行事の意義が一般に理解されて、年々見学者がふえてきました。



宿行事前子どもたちと青年のタル争奪戦



② 弥生琴復原始末記 (續)

いよいよ復原ですが、文献でイメージ作りをしただけでなく、免副主任の井上技師、宮内庁、正倉院、国立博物館、関係ではありますが、東京大の民族楽器の専門家である小泉教授の意見を聞いたり、大宰府天満宮、香椎宮、宗像大社などにも足を運び、現実的形造りを推進して行きました。

当初は出土してない反響の厚みおよび組立方法で頭を悩ませました。溝の縁に角(カド)がないこと

から最後には丸木舟を作るようなくり返しにしました。

最終的な疑問は槽(出土した板)と弦背(反響筒)との組み合わせ方法でした。

出土した槽には12ヶ所の穴が開けてありました。そのひとつ一つの穴の意味するものを解決してこそ初めて完全復原といえるのですが、これ

一からの勉強で琴と取組む8カ月

一から勉強で琴と取組む8カ月

また、他にこの掛けかた、韋律組(あしずお)の有無など、形は出

来ても付属品の設け方にも史跡考古学的要素を多分に必要としました。

おまけに出土したものの形だけではなく、材質もそっくり、そのままだに、板(モミ)を使用しました。しかし弦の完全再現は現在の技術では不可能です。止むを得ず出来るだけ近いものをという意味で、京都からの和琴専用の七こよりのものを使

用、韋律焼も正絹(当時すでにあったものと思われ)です。しかし木桶はなかったようです。を、これも京都から取り寄せました。それやこれやで着手から完成まで約8ヶ月を要しました。

現在、完成品は市中央公民館で展示しておりますので、わが春日の往時の文化の真さとロマンと「双国」の栄枯盛衰のありようをしのぶのも一興ではありませんか。

また復原に際し、郷土史研究会前副会長横辺文夫氏をはじめ、琴メーカーの社長・工場長、専門家の諸先生方に親身なご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

なお、郷土史研究会会長長山田健氏に名付け親になっていただき、復原した弥生琴には「辻組琴ニツリバタケ」という名を贈りました。

(春日市郷土史研究会 横原繁樹)

特定分譲住宅の譲受人募集

55年度の特定分譲住宅(民間賃貸用を含む)の譲受人を募集します。

- 申込資格 土地をお持ち(または借地可能)の個人または法人で、その土地で住宅の賃貸事業をしようとする人。
- 敷地 面積が500平方メートル以上で12戸以上の住宅建設が可能なこと。
- 住宅の基準 世帯別住宅で、共用部分を除き1戸当たり29平方メートル以上の共同住宅で耐火構造。
- 店舗・事務所等も併設できます。
- 公団資金 公団住宅程度であれば工事費の全額が利用できます。
- 割賦償還年限 住宅部分は35年、施設部分は10年です。
- 割賦金利 年7.9%、住宅部分は当初10年間は5.5%
- 申込受付期間 4月1日/5月末迄詳細のお問い合わせ

〒福岡市中央区長浜2丁目
日本住宅公団九州支社
事業部特定住宅課
電話 741111

55年度の固定資産税台帳

お見せします

昭和55年度のあなたの財産の価格等を登録した固定資産税台帳をお見せします。所有者ご本人が印鑑を持っておいでください。

※ 代理人の場合は、所有者の委任状が必要です。

(検査期間) 3月1日/21日
午前9時/午後5時まで
(土曜日は正午まで、日曜日は休み)

(場所) 市役所税務課

また復原に際し、郷土史研究会前副会長横辺文夫氏をはじめ、琴メーカーの社長・工場長、専門家の諸先生方に親身なご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

なお、郷土史研究会会長長山田健氏に名付け親になっていただき、復原した弥生琴には「辻組琴ニツリバタケ」という名を贈りました。

(春日市郷土史研究会 横原繁樹)

市・県民税 申告 受付 日程

日	時	受付場所	受付地域	種目		
2月	20(水) 9.30~15.00	筑紫商協 大土居支店	大土居、白水池、松ヶ丘、上白水 一部、紅葉ヶ丘の一部、塚原村	市・ 県 民 税		
		岡本公民館	岡本町、日の出町、大和町の一部 神明町、若草、春日台、須玖一部			
	21(木) 9.30~15.00	紅葉ヶ丘公民館	紅葉ヶ丘、ちくし台、若葉台			
		榎ヶ丘公民館	榎ヶ丘、敷森、日の出町の一部			
	22(金) 9.30~15.00	中央公民館	小倉、伯耆町、坂口町、大和町			
		23(土) 9.30~15.00	上白水公民館		上白水	
	春日公民館		春日、原町、惣利			
3月	25(月) 9.30~15.00	市役所(本庁) 西別館3階	尾町、竹ヶ本、小倉の一部 下白水の一部	市・ 県 民 税		
		26(火) 9.30~15.00 27(水) 9.30~15.00	須玖公民館		須玖、岡本の一部	
	下白水公民館		下白水、湧水全域			
28(木) 9.30~15.00 29(金) 9.30~15.00	春日原公民館	春日原東・北・南町、藤府	市・ 県 民 税			
	市商工会2階 会議室	千歳町、光町、宝町				
3月	1(土) 9.30~15.00	市商工会2階 会議室	市内全域	市・ 県 民 税		
		3(月) 9.30~15.00 4(火) 9.30~15.00 5(水) 9.30~15.00 6(木) 9.30~15.00 7(金) 9.30~15.00 8(土) 9.30~15.00 10(月) 9.30~15.00 11(火) 9.30~15.00	市商工会2階 会議室		市内全域	
	12(水) 9.30~15.00 13(木) 9.30~15.00 14(金) 9.30~15.00 15(土) 9.30~15.00		市商工会2階 会議室		市内全域	
			12(水) 9.30~15.00 13(木) 9.30~15.00 14(金) 9.30~15.00 15(土) 9.30~15.00		市商工会2階 会議室	市内全域
					市商工会2階 会議室	市内全域

※3月8日(土)の所得税申告受付は正午(12時)までです

市・県民税の申告 2月20日から 各会場にて受付

昭和55年度の市民税・県民税の申告を日程表の通り2月20日から受け付けます。申告書は、市民税・県民税の税額を算出するときの重要な資料となりますので、次に該当する方は必ず申告してください。

① 昭和55年1月1日現在、春日に収入のあった人
市内に居住されている人で、54年中 ② 給与所得者で、54年中に毎月

給料から市・県民税を徴収されなかった人。または、中途退職された人。
③ 54年中に収入がなくても申告書が送付された人。
なお、所得税の確定申告、または給与所得者で、事業所を通じて給与支払報告を税務署に提出された人は、申告の必要はありません。
市民税・県民税の申告書および説

明書は、市役所・東支所・春日原公民館・筑紫商協日の出・大土居内支店に用意しています。(税務課)

所得税の還付申告は早めに

確定申告をするときのような方は税金が戻ります。
3月になりますと税務署は大変混雑しますので、お早めに申告してください。税金も早く戻ります。

① サラリーマンで雑損控除(災害や空襲など)にあった人、住宅取得控除(新しく住宅を建築、または購入した人)など適用のある人

② 年の中途で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人

③ 株式の配当があったり、特定

どの会場でも受け付けます
確定申告
課税所得、営業所得以外の確定申告は各申告会場でも受け付けますので、住宅取得控除、医療費控除等を受けられる方はご利用ください。(税務課)

振替納税用納付書の提出もお忘れなく

振替納税制度を利用していただく方、これから利用しようとする方は必ず振替納税用納付書に住所、氏名、税額などを記入し、確定申告書に添付して提出してください。
振替日は「3月28日」です。

国民健康保険からお願ひ

国民健康保険税を算出するときの重要な資料となりますので、納税進

(おわび) 2月1日号の市報「今月が納期」に昨年12月に納税の済んだ固定資産税および都市計画税(第4期)を誤って掲載しましたので、取り消しておわびします。

フグ処理試験の受験者へ

県は3月25日実施する54年度のフグ処理試験の受験申し込みを2月18日から23日まで受け付けます。詳細は筑紫商協所衛生課電話0929292②9333におたずねください。

の寄付金を支出したりして、配当控除や寄付金控除が受けられる人
※ 申告に必要な書類など、くわしいことは筑紫税務署へおたずねください。
(電話09292①400)

務者は54年中収入がなくても申告をお願いします。(税務課)

所得税・贈与税の申告 納付は3月15日までに

昭和54年分の所得税(課税所得を含む)の確定申告は2月16日から始まり、贈与税の申告は2月1日から始まりますが、どちらも申告と納付の期限は3月15日です。筑紫税務署は、申告や納付の相談を次の日程で行いますので、お気軽においでください。

なお、所得税の確定申告をしますと、県・市民税および事業税の申告は不要です。

◇3月3日(日) 午前9時半~午後3時

市商工会 2階会議室

(午前9時半~午後3時)

所得税の延納について

所得税は、3月15日までに全額納めることになっていますが、一度に納められないときは、次の条件があれば分割納付(延納)ができます。

一、税額の半分以上を3月15日まで納めること

二、残額は5月31日まで納めること

※延納の期間は年利率7・3%の利息税がかかります。

(課税課務課)

保険料が所得から控除されます

国民年金の保険料は、家族のために納めた分も含めて、「社会保険料控除」の扱いを受け、前年の所得から全額差し引かれます。

みなさんは、2月16日から3月15日までに行う所得税の確定申告のときに、昭和54年中に納めた国民年金の保険料控除を受ける手続きをしてくださいます。

これは、特例納付の保険料についても同じです。

(市民課)

提出時期が変わりました 老齢年金の現況届

国民年金の老齢年金、遺算老齢年金を受けている方の現況届の提出期間が、次のように変わります。

○誕生の月が変わる方
4月から12月末日まで生まれた方は、誕生月の末日。(未年からは、誕生月の末日に変更)

○現行とおりの方
1月から3月末日までに生まれた方は、これまでどおり2月15日。

用紙に、必要な事項を記入の上、早めに市役所で証明を受けて社会保険庁へ返送してください。

(市民課)

広がる下水道整備区域 日の出町の一部も供用開始

市の下水道工事はすすみ、昨年12月25日から、下関の区域(父老館部分(3・8ha))で供用が開始されました。さらに、須玖団地および日の出町の一部(タテ線部分(3・5ha))の工事も着々と進んでおり、2月には供用開始の予定です。

これで、旭陽分区の遼(一)部(6ha)を控えて板ヶ丘の大部分と日の出町の一部が供用開始区域になりました。また、すでに供用開始されている



- 53. 6月1日供用開始
- 54. 12月25日供用開始
- 54. 1月20日供用開始
- 55. 2月供用開始予定
- 54. 4月1日供用開始

区域の昨年12月末までの水洗化普及率は下表のとおりで、当初の予想を大幅に上回る高い普及率を示しています。

供用開始地区別水洗化普及率 (54. 12末日)

54. 4・1	51%	10%	19%
54. 1・20	49%	14%	89%
53. 6・1	49%	14%	72%

注: 51% 整備数, 49% 水洗化, 10% 水使, 19% 化率

排水設備工事は市の指定工事店で

指定工事店は、市が厳しい指定基準を設け、この基準に合格した工事店を「春日市排水設備指定工事店」として指定するもので、現在、次の10業者を指定しています。

各ご家庭の排水設備工事は、この指定工事店でないときけませんのでご注意ください。

- 春日市排水設備指定工事店
- 日空商会 (小高堂1-7638)
 - 山本商会 (光町1-7127)
 - 大興産業 (上白水堂1-2268)
 - 古竹設備 (春日原東町 業1-0188)
 - 寿工業 (須玖堂1-0844)
 - 宮本管工社 (春日原東町 業1-1411)
 - 日本パイプクレンズ (春日原東町 業1-0442)
 - 原田設備 (下白水堂1-6073)
 - トキワ設備 (業1-2577)
 - 大洋商会 (松ヶ丘堂1-1568)

ごみを出されるとき ぜび、これだけは守ってください

- ▶ 生ごみと不燃物は、必ず区別して出すこと。
 - ▶ 台所の生ごみは、水気をよく切って出すこと。
 - ▶ ごみは、必ず指定日に出すこと。(指定日以外に出されると不法投棄とみなします)
 - ▶ 空ピンは販売店に戻し、新聞・雑誌等は廃品回収業者に出すこと。
 - ▶ 爆発物および酸・塩酸等の劇薬は絶対に出さないこと。
- ごみ収集後は、みなさんが、清掃に心がけてください(衛生課)

業者指名願い受け付け中

昭和55年度に春日市および春日郡河川水道企業団が発注する工事、設計委託業務ならびに物品購入などの指名願いを受け付けています。

指名願いの書製作製・提出方法は左記へお問い合わせください。

〔受付期間〕3月10日まで
〔受付・問い合わせ場所〕春日市総務部財政課
電話(市) 1131
7001

水道料金の徴収

4月から隔月に
検計も2カ月毎

春日部河川水道企業団では、現在毎月水道検計と料金の徴収を行っていますが、経費の節減・事務の省力化の一環として、4月から、2ヶ月に一度検計徴収に改めます。

料金の徴収方法は、下記の表のとおり年間を6期に分け、検計徴収を行ないますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、下水道使用料についても水道料金と同様、2ヶ月に1回の徴収に替わりますので、あわせてお知らせします。

期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
使用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
検計月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収月	5月	7月	9月	11月	1月	3月

※検計日は徴収月の21日から月末まで、徴収日は徴収月の21日から月末まで

三種混合予防接種

2歳以上を対象にした三種混合(ソファテラア・百日せき・破傷風)予防接種の3月の日程は次のとおりです。

▽対象年齢11期は生後24ヶ月から28ヶ月に至る期間、2期は1期完了後12ヶ月から18ヶ月に至る期間
▽接種回数11期の人は3/8週間隔で3回、2期の人は1回
▽料金3回分、▽必要なもの母子健康手帳と印鑑

なお、二種混合の予防接種も同時に実施しています。
※「接種の受け方」(接種できない

実施日	会場
3月4日(火)	中央公民館
25日(火)	市役所西別館

受付時間 午後2時~3時半

消費生活相談相談

市の消費生活相談員がご家庭でお使いの商品やサービスについて苦情相談に応じ解決のお手伝いをします。

相談日と会場は次のとおり。
2月28日(木) 紅葉ヶ丘公民館
3月6日(木) 小倉公民館

用途	一般用	メーター使用	合計
13.1m ³	1,720円	60円	1,780円
41m ³	1,600円	60円	1,660円
41m ³	21m ³ 1,720円 20m ³ 1,600円	60円	3,440円

以上のように使用水量は、各月平均に使用したものとみなして現行の料金表で算定し合計して徴収されます。

〔料金計算例〕

3月13日(木) 新町公民館
受け付けは午前10時~午後3時

◇乳幼児と母の健康相談

育児や妊娠産後の健康についての相談会です。お気軽にどうぞ。
とき 2月27日(水)
ところ 市役所西別館3階
身体計測・離乳食と食事・しつけ・病気・受胎調節など個別指導します。

◇第3回春日市コーラス交歓会

2月23日(土) 午後2時半から中央公民館で、一般の来場歓迎。

第3回市長杯争奪卓球大会

▽3月9日(日) 中学・一般男女子個人戦を行う。参加申し込みは2月23日までにスポーツセンターへ。
▽西郡航空音楽室定期演奏会
日時 3月1日(土) 午後2時半
場所 福岡市民会館
入場料 無料(入場整理券を出しします)

◇「子ども劇場」特別公演

人形劇団クルラテの「おひさま劇場」を市教育委員会の後援で公演。
2月19日(火) 午後3時半~6時半の2回、中央公民館で
会費 700円
連絡先は大野城子ども劇場
電話(直) 9085へ

再集します

市職員(保健課)募集

▽人員 1名

▽受験資格 昭和24年4月2日以後に生まれた、保健師の免許所持者または取得見込みの人
▽試験 2月20日(水)
▽受付 2月15日(金)まで
お問い合わせは 総務課総務係
電話(直) 1131内線26へ

水道料金集金人メーター検針員

春日市および那珂川町在住、または近辺にお住まいの方で、年齢、性別問わず、明朗・快活・健康な人。
▽申し込みは 2月12日まで
お問い合わせは
平出春日市原町2丁目30番地の2
春日部河川水道企業団
電話(直) 7001管理課へ

本籍が熊本県小川町の方へ

新聞などでご承知のことと思いますが、昨年10月17日に発生した熊本県下益城郡小川町役場の火災により戸籍の附票が焼失しております。
これらの整備に必要ですので、本籍が小川町の方は市民課へ連絡をお願いします。
(市民課)

2月の水道修理工事当番店

16日(土)	三機産業	09292③1414
17日(日)	大興産業	(565)5981
18日(月)	坂井設備	09296③2318
19日(火)	大洋商会	(581)0725
20日(水)	宮本管工社	(581)1411
21日(木)	下河商会	(596)4004
22日(金)	日宏商会	(581)7638
23日(土)	三菱設備	(581)0383
24日(日)	松永空調	(581)5993
25日(月)	平田設備	09296②8355
26日(火)	吉竹設備	(501)0188
27日(水)	三井設備	(581)6071
28日(木)	安永商会	(501)1621
29日(金)	筑城商会	(581)0386

※ なお市道の漏水などは春日部河川水道企業団 電話(571)7001にお知らせください。